# 新潟市次期図書館情報システム開発支援業務 公募型プロポーザル募集要領

## 1 趣旨

この要領は、新潟市次期図書館情報システム開発支援業務委託を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

## (1) 業務名称

新潟市次期図書館情報システム開発支援業務

#### (2)業務内容

別紙「委託仕様書」のとおり

#### (3)目的

本市では平成27年に現在の図書館情報システムを導入し、市民目線による図書館サービスの向上や職員の業務効率化に継続的に取り組んできた。その間、技術の進展や社会環境の変化に伴い、他の公共図書館において市民サービス向上に繋がる様々なデジタル化の取組みが進んでいる状況である。本市の「新潟市デジタル化基本方針」においても、本市の果たすべき使命として「デジタル技術やデータを活用し、市民一人ひとりの暮らしをよりよくしつづけること」を掲げ、行政事務の価値向上や内部事務のさらなる効率化を進めることとしている。

このような経緯を踏まえ、現行の図書館情報システムのハードウェアのリプレイスを契機に、新たな図書館情報システム(以下、「次期図書館情報システム」という。)の導入に向けた検討を行うこととした。導入にあたっては、市場パッケージ製品を活用し、クラウドサービスの検討や、様々なデジタルツールの活用により、市民サービスの拡充と職員の業務効率向上を実現するものとする。

本業務では、本市が次期図書館情報システムの調達を行うための必要な検討、準備作業を行うものである。

#### (4)履行期間

契約締結日から令和6年10月31日(木曜)まで

# 3 施行予定額(上限額)

10,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

## 4 業者審査方式

公募型プロポーザル方式とし、提案内容及び見積金額による総合評価とする。

#### 5 参加資格

参加者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 新潟市の令和 5・6 年度の入札参加資格者名簿に登載されていること又は以下 の要件をすべて満たす者であること。
  - ア 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
  - イ 参加申請を行う日において、引き続き1年以上の事業を営んでいる者。ただし、事業承継を受けている場合は、承継前の事業開始期間を含む。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加 資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者又は、本業務の参加表明前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は、 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行って いる者でないこと。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画許可を受けてい る場合を除く。
- (6) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に関与している法人ではないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。
- (7) 過去10年間に同種の公的機関におけるシステム開発支援の実績があること。
- (8) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成団体は単独または他の共同企業体の構成団体として、本公募に参加することができないものとする。
  - ①構成団体は前記のすべての要件を満たしていること。
  - ②共同企業体は自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。
  - ③共同企業体は、代表構成団体を選定し、当該代表構成団体を共同企業体の代表者として委託者と契約締結が行えること。また、各構成団体は受託者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

# 6 スケジュール

内 容	実 施 日
公募開始(市ホームページに掲載)	令和6年4月23日(火曜)
参加申請書提出	令和6年5月7日(火曜)
参加資格審査結果の通知	令和6年5月10日(金曜)
質問書提出締切	令和6年5月14日(火曜)
質問に対する回答	令和6年5月17日(金曜)
提案書提出	令和6年5月23日(木曜)
プレゼンテーション実施日程通知	令和6年5月24日(金曜)
プレゼンテーション	令和6年5月28日(火曜)
選定結果の通知	令和6年5月30日(木曜)

# 7 参加申込・資格審査

- (1) 提出書類
  - ア 単独企業の場合
  - (ア) 参加申請書(単独企業用)(様式第1-1号)
  - (イ) 企業概要(様式第2号)
  - (ウ) 秘密保持誓約書(様式第3号)
  - イ 共同企業体の場合
  - (ア) 参加申請書(共同企業体用)(様式第1-2号)
  - (イ) 企業概要(様式第2号)構成団体ごとに記載して提出
  - (ウ) 秘密保持誓約書(様式第3号)
  - (工) 共同企業体協定書兼委任状(様式第4号)
  - ウ 共通 (新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていない者)
  - (ア) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書(様式第5号)
  - (イ) 登記事項証明書 申請月3ヵ月以内に証明されたもの。
  - (ウ) 直近の決算報告書賃貸対照表及び損益計算書
  - (エ) 新潟市税の納税証明書(新潟市入札用) 申請月3ヵ月以内に証明されたもの。 ※新潟市に納税義務がある者のみ
  - (オ) 税務署発行の納税証明書(納税証明書その3の3) 申請月3ヵ月以内に証明されたもの。

(2) 提出期限

令和6年5月7日(火曜)17時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参は、9時から17時までとする。

※郵送の場合は、提出期限までの必着とする。

(4) 提出場所

「15 問い合わせ先」

(5) 資格審查

本市は、受け付けたプロポーザル参加申請書等により、参加希望者が資格要件 を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、令和6年5月 10日(金曜)までに参加希望者に電子メールで通知するものとする。

参加資格審査結果の通知を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内(土・日曜、祝日を除く。)に、書面をもって本市に説明を求めることができるものとする。

(6) 参加辞退

参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」(様式第7号)を提案書 提出期限までに「15 問い合わせ先」に提出するものとする。

#### 8 質疑・回答

- (1) 質問がある場合は、「質問書」(様式第6号)に質問事項を記載のうえ、令和6年5月14日(火曜)17時までに、原則電子メールにより「15 問い合わせ先」に送信すること。メールの件名は「新潟市次期図書館情報システム開発支援業務プロポーザル質問書(会社名)」とすること。ただし、参加申請と同時に提出する場合は、窓口への持参又は郵送による提出も可能とする。
- (2) 質問に対する回答は、令和6年5月17日(金曜)までに本市から電子メールで回答するものとする。

※ただし、参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質問については、本市は回答しないことができるものとする。

## 9 提案書提出

- (1) 提案書の作成
  - ア 「委託仕様書」に基づき、考え得る最適な方策を提案書等により提案するものとする。
  - イ 提案書は自由書式により作成するものとし、用紙の大きさは原則A4版、横

書き、片面印刷で、枚数は 20 ページ以内とすること。ただし、記載内容により、見易さ等に配慮してA3版(綴じる際にはA4版の大きさに折り込むこと。)のページを含んでも構わない。

- ウ 提案は1者につき1件とする。
- エ 提案書等に記載された内容については、提案時に提出した見積額に追加費用 を伴わず実施する意思があるものとみなす。

# (2) 提出書類

提案書は、以下の項目について記載すること。

(ア)業務経歴

業務システム等の計画策定もしくは構築に関する実施支援等の業務の実績 一覧(業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等)

(イ)業務担当体制

業務責任者及び担当者の資格、経歴、業務システム等の計画策定もしくは構築に関する実施支援等の業務実績

(ウ) 業務実施方針

実施方針、重点項目、事業管理方法の概要を記載すること。

- (エ) 本業務に関する提案
  - (a) 次期図書館情報システム開発の目標と戦略の策定支援に関する提案
  - (b) 図書館情報システムの比較分析・新機能の提案・要件定義の実施についての提案
  - (c) 現行業務と次期業務の比較・分析及び市民サービス向上に関する提案
- (オ) 事業計画書(スケジュール)
- (カ) 見積書及び積算内訳
  - ・施行予定額の範囲内で全ての経費をできるだけ詳細に記載すること。

#### (3) 提出部数

ア 提案書(正本1部、副本6部)

イ 見積書(任意様式で可。提案書とは別に提出。)

※提案書等の電子ファイル一式を納めたCD-ROM 又はDVD-ROM を 1 枚用意すること。 なお、電子ファイルに関しては、Microsoft Office または Acrobat Reader に て参照可能な形式とすること。

(4) 提出期限

令和6年5月23日(木曜)17時必着

(5) 提出方法

持参又は郵送とする。

※持参は、9時から17時までとする。

※郵送の場合は、提出期限までの必着とする。

(6) 提出場所

「15 問い合わせ先」

(7) 提案書に対する質問

提案書等の内容について、本市が参加者に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

# 10 プレゼンテーション

(1) 実施日時通知

令和6年5月24日(金曜)(担当者へ電子メールにて通知)

(2) プレゼンテーション開催日(予定) 令和6年5月28日(火曜)

(3) プレゼンテーション開催場所

新潟市立中央図書館 3階

(4) 出席者

応募者事業者の代表者もしくはその代理人4名以内

(5) 審査時間

1 社あたり 30 分(提案 20 分、質疑 10 分)を予定している。

- (6) その他
  - ア プレゼンテーションの資料は、本市に提出した提案書と別に作成したプレゼンテーション用の資料の使用を可能とする。ただし、提案書に記載の内容と 異なることは認めない。(明らかな若しくは軽微な修正の場合はこの限りではない。)
  - イ 提案書とは別に作成したプレゼンテーション用の資料を使用する場合は、5 月 23 日 (木曜)までに「15 問い合わせ先」に記載のメールアドレスへ、プレゼンテーション用資料を送付すること。また、プレゼンテーション当日は「9 提案書提出」に記載の提出部数を用意し、選定委員へ配布すること。
  - ウ プレゼンテーションにおける質疑応答の内容は、提案書に記載がない場合で も、提案内容に含まれるものとする。
  - エ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロ ジェクター及びスクリーンは本市が用意したものを利用してよい。
  - オ本市はプレゼンテーションの内容を録音することができる。
  - カープレゼンテーションを欠席した場合は、提案を辞退したものとみなす。

## 11 プロポーザル選定委員会の設置

(1) 委託候補者等の選定は、新潟市次期図書館情報システム開発支援業務委託候補 者選定委員会設置要綱に定める選定委員会が行うものとする。

名称	新潟市次期図書館情報システム開発支援業務	
	委託候補者選定委員会	
所掌事務	提案内容の評価	
	委託候補者の決定	
委員	教育次長(中央図書館担当)	
	中央図書館長	
	総務部デジタル行政推進課長	
	中央図書館館長補佐	

#### (2) 評価基準

選定委員会における提案書の評価は、「別紙」提案書評価基準」に基づき行うものとする。

## 12 委託候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者は、指定期日までに本市に参加申し込みを し、参加資格を有すると認められた者の通知を受けた場合にプロポーザルに参加 できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに本市に提案書等を提出したのち、委託候補者等の 選定を受けるものとする。
- (3) 本市は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「委託候補者」として選定する。なお、総合評価点が同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。また、提案評価点の6割に満たない者は、委託候補者等に選定しない。
- (4) 本市と委託候補者との協議が整わない場合は、本市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 審査結果の通知は、すべての提案者に電子メールにより通知するほか、新潟市ホームページに掲載する。

# 13 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

本市は、契約締結に向けて、委託候補者と協議を行うが、委託候補者の選定をもって委託候補者の提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。

## (2) 契約金額について

契約金額は原則として、提案時に提出した見積金額を超えないこととする。ただし、協議時に提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

- (3) 契約書について 新潟市契約規則(昭和59年新潟市規則第24号)第31条に定めるところによ り作成する。
- (4) 契約保証金について新潟市契約規則第34条に定めるところとする。

#### 14 その他

- (1) 参加者が次の事項のいずれかに該当した場合は、失格とする。
  - ア 提出書類の提出期限を過ぎた場合
  - イ 募集要領に定める事項に違反した場合
  - ウ 見積額が「3 施行予定額(上限額)」において提示している提案上限を超過 した場合
  - エ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
  - オ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
  - カ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する一切の費用(旅費及び通信費を含む)はすべて参加者の負担とする。
- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配付できるものとし(個人情報および公開によりその者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報を除く)、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申し込みをすることとする。
- (4) 委託候補者の名前は公表できるものとする。
- (5) 委託候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、委託仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (6) 委託仕様書等内容の詳細については、本業務以外の利用は認めない。
- (7) 提出された提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (8) 提出された提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に 応じて本市から疑義の照会を行うことがある。
- (9) 郵送等の事故については、本市はいかなる責任も負わない。

- (10) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、 本選定を中止することがある。なお、この場合において、提案に要した費用を本 市に請求することはできない。
- (11) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。
- (12) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

## 15 問い合わせ先

新潟市立中央図書館 サービス4グループ

住所: 〒950-0084 新潟市中央区明石2丁目1番10号

電話:025-246-7700

E - Mail: chuo. cl@city. niigata. lg. jp

ホームページアドレス: https://www.niigatacitylib.jp

担当:大野、田中

# 別紙\_提案書評価基準

評価項目		証 (エの知 よ	配
大項目	小項目	評価の視点	点
1 運営体制	(1)実績・経験	図書館情報システムや図書館計画のコンサル ティング業務の履行実績などから、適切に業 務を遂行し、成果を上げることができる能力 があることが見込まれるか	20
	(2)進行管理	業務内容に対して、的確な人材配置が行われており、事業の進捗管理を適切に行うことができるか	10
2提案内容	(1)有効性	業務の趣旨を十分に理解し、目的の達成につ ながる効果的かつ実現性のある提案となって いるか	30
	(2)具体性	目的の達成に向けての取組事項が具体的かつ 妥当な提案となっているか	30
	(3)独自性	創意工夫がみられ、目的の達成につながる独 自性のある提案となっているか	30
	(4)効率性	本市職員の負荷軽減が大きくなく、効果的・ 効率的な取り組みの提案となっているか	15
3価格	(1)見積額	(1-提案価格/施行予定額(上限額)) ×15 点 ※小数点以下は切り捨てとする	15
合計点		150	

合計点が同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、同数のときは、委員長が決定する。